

建築物を安全に建てるための建築基準法・建築士法

建築基準法の役割

● 建築基準法

建築基準法には、国民の生命・健康・財産を守るため、地震や火災などに対する安全性や、建築物の敷地、周囲の環境などに関する必要な基準が定められています。

建築物を建てる場合には、必ず守らなければなりません。

● 建築基準法のチェックは、次の3段階で行われます。

建築確認

建築物の計画が、建築基準法やその他の関係法令の基準に適合しているかを確認します。

中間検査

安全性に深くかかわる工程については、その工程が終わった段階で、その建築物が法令の基準に適合しているかを検査します。

完了検査

工事が完了した段階でその建築物が法令の基準に適合しているかを検査します。

● 情報の公開・違反者への罰則など

建築された建物の概要や検査の履歴は台帳に記載され、閲覧できるようになっています。

また、違反建築物の建築主などへの罰則の規定が設けられています。

建築工事の流れ

建築計画の作成

建築確認申請

建築確認

確認済証

建築着工

中間検査

申請

中間検査

中間検査

合格証

建築工事

工事完了

完了検査申請

完了検査

検査済証

完成・使用開始

建築士の役割

● 設計

建築基準法を遵守しながら、安全性や機能性などを考慮し、建築物の設計図書を作成します。



● 工事監理

工事監理とは、工事を設計図書と照合し、工事が設計図書のとおり実施されているかどうかを確認することをいいます。

工事を行うためには工事監理者を選定しなければなりません。

工事監理は設計者に依頼する場合がありますが、別の建築士を選定してもかまいません。

